

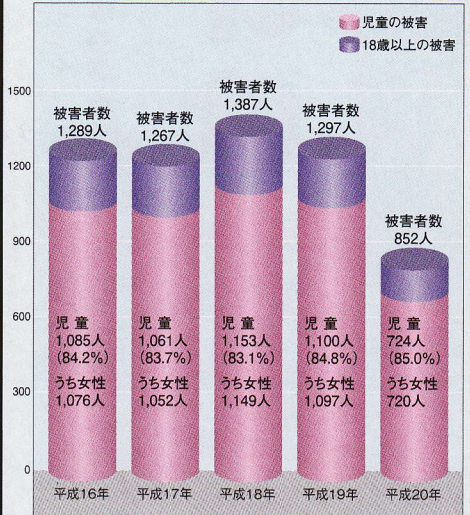
# 悪質で危険が一杯!!

「出会い系サイト」による犯罪被害者は、女子の中・高校生がほとんどです。

被害児童のアクセス手段は、**98.6%**が携帯電話。

携帯電話の機能には便利さだけでなく、犯罪に巻き込まれる危険性も潜んでいることをしっかりと認識しましょう。

●「出会い系サイト」に関する事件の被害者の年齢と性別

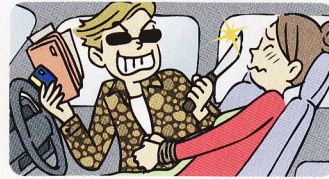
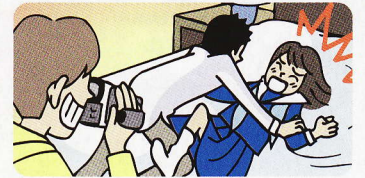


## 事件ファイル 検挙された事件の例

「出会い系サイト」による犯罪は、後を絶ちません。監禁、恐喝、強盗、集団強姦、児童買春・児童ポルノ禁止法違反などから、さらに誘拐や殺人など、生命に関わる事件も起きています。

### 1 児童買春・児童ポルノ禁止法違反

1 被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った女子児童をホテルに連れ込み性交するとともに、その場面等をデジタルカメラで撮影して児童ポルノを製造した。  
(平成20年8月)



### 2 強盗殺人未遂

2 被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った女性を誘い出し、車内において、女性の頭部を工具で殴り、スタンガンを押つけたり、首を絞めたりしてキャッシュカード等を奪い取った。  
(平成20年9月)

### 3 恐喝・傷害

3 被疑者らは、出会い系サイトを通じて知り合った男性を誘い出し、「人の彼女に何とんがよ」など因縁を付け、顔面を殴る等の暴行を加えて怪我を負わせ、現金を脅し取った。  
(平成20年11月)



## ここがポイント!

### 自分自身を守る3つのNO!

①見ない! ②書き込まない! ③絶対に会わない!

#### 保護者の方へ

家族で防ぐ、「出会い系サイト」の犯罪被害対策。

●携帯電話には「フィルタリングサービス」を設定してください。  
携帯電話各社では有害サイトへのアクセスを制御する「フィルタリングサービス」を、無料で提供しています(詳しくは、携帯電話各社にお問い合わせください)。また、お子様の携帯電話に「フィルタリングサービス」を設定する等、「出会い系サイト」の利用を防止することとされています。【出会い系サイト規制法第4条】

●携帯電話の使用状況を話しあえる環境を作りましょう。  
お子様がどのように携帯電話を使っているのか、家庭でも気軽に話し合えるようにしましょう。また、利用料金などもチェックするように心掛けてください。



フィルタリングサービスを受けた画面表示例

#### 「出会い系サイト規制法」について

●18歳未満の児童は「出会い系サイト」を利用できません。  
【出会い系サイト規制法】では、18歳未満の児童がこれを利用することを禁止しています。  
●【出会い系サイト規制法】が、より厳しく改正されています。  
平成20年に、【出会い系サイト規制法】が「出会い系サイト」事業者に関する規制の強化、児童による利用の防止措置の強化を目的として改正されています。  
※詳しくは警察庁のホームページをご覧ください。

●警察庁ホームページ <http://www.npa.go.jp/cyber/deai/index.html>

●以下のような書き込みは犯罪です!  
【出会い系サイト規制法第6条】

「出会い系サイト」に、児童にかかわる性交など、または対償を示した異性交際の書き込みをすることは、大人でも児童でも処罰の対象となります。

♥「わたしとHしたいおじさん募集中!!」  
(14歳・中学生)

♥「¥3~で、デートOK!!」  
(16歳・高校生)

●改正法では、児童にかかわる異性交際の書き込みも禁止されます。

(例)♥「中2の女の子です。彼氏募集!!」  
罰則はありませんが、削除の対象となります。